

事 務 連 絡
平成18年6月13日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長 殿
各都道府県教育委員会学校安全主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
岡 誠 一

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
山 口 敏

防火シャッター等の点検時における安全対策の実施について

平成18年6月7日、新潟県五泉市立村松小学校において、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生したことを受けて、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成18年6月8日付け事務連絡）により、各学校において適切な対応をお願いしたところです。

その中で、煙感知器や防火シャッター等を点検する場合には、児童生徒等の安全に十分配慮するようお願いしたところですが、今回の事故が自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じたものであることに鑑み、原則、児童生徒等の在校時には点検を実施しない、点検時には作業員を適切に配置するなど、安全対策の徹底をお願いします。

なお、今回の事故を受けて、国土交通省より、平成18年6月9日付けで、各都道府県建築行政主務部長宛てに、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されておりますので、関係部局と連携して適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては、域内の各市区町村及び学校に対して、各都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、このことを周知徹底するようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先：大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第一係
TEL：03-5253-4111 内線2291（廣田）

別添

国住指第806号
平成18年6月9日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について

平成18年6月7日、新潟県五泉市内の小学校において、1年生男子児童が降下した防火シャッターに首を挟まれる事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故は、自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じた模様であり、詳しい事故原因は警察において調査中とのことだが、貴職におかれては、消防用設備の点検の際に、防火シャッターが連動して作動しないよう、連動スイッチを切るなどの適切な措置を徹底するとともに、利用者のいない時間帯に点検を実施する、作業員を適切に配置するなど、当該建築物の所有者、管理者等に対して、事故防止対策の徹底について周知に努められたい。

また、昨年12月1日、改正建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等を施行し、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けた（同令第112条第14項）。具体的には、「閉鎖作動時の運動エネルギーが10J（ジュール）以下であること」及び「防火シャッター等の質量が15kg以下であるか、人と接触した場合に5cm以内で停止すること」を義務づけたところである。貴職におかれては、建築物の所有者、管理者等に対し、新築や増改築時等における当該基準の遵守を徹底するとともに、既存建築物の所有者、管理者等に対しても、この規定に適合させるようための改修を行うよう、適切に指導されたい。

特に学校において早急な対策が求められており、文部科学省より、平成18年6月8日付けで、附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校及び教育委員会あてに、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されていることから、教育委員会等の関係部局と連携して速やかに対策を講じられたい。

なお、いわゆる二段降下式（煙感知器の信号で閉鎖後、予め設定した高さで停止し、その後、熱感知器の信号で再降下し全閉する方式）の防火シャッターであっても、閉鎖作動時の危害防止措置が講じられていないものは当該基準に適合しないので、念のため申し添える。

貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してこの旨周知されたい。